

中世西欧写本群『ザクセンシュピーゲル』における 多腕像の図像学的及びテキスト論的考証

末 森 明 夫

中世ドイツ写本群『ザクセンシュピーゲル』の挿絵に見られる多腕像に焦点を当て、指差表象・多時系列表現の同時表現における間テキスト性及びパラテキスト性の影響を図像学及びテキスト論に立脚し考証を行った。多時系列指差表象の同時描画に関する事例は、手話言語の描画における手話単語分節素の同時描画及び手話言語描画傾向の絵画論及びテキスト論的考証、ひいては聾啞表象学に寄与し得るものと期待できる。

キーワード：ザクセンシュピーゲル、手指表象、パラテキスト、分節、焦点前景化

序論

手指表象

近年は、古代より近世、ひいては近代初期における史料に見られる障害者関連記述を整理し史学的考察を図ることにより、障害者が当時社会からどのように見られていたのか、また障害者自身が差別などの社会問題などをどのようにとらえていたのかを明らかにしていく障害歴史学とでもいべき分野の拡充が図られている。筆者はこのような作業の一環として、近世以前の非文字史料（絵画など）に見られる聾啞表象や手指表象を網羅的に集輯することを試みている。聾啞表象は聾啞者自体を描写したもの、手指表象は手話を始めとする手指媒体を介する意思疎通手段の描写を想定している。

しかし、非文字史料に描かれたであろう聾啞者の集輯には、他の身体障害者（肢体不自由者や視覚障害者など）には見ら

れない「不可視性」という問題が大きく横たわる。したがって、聾啞者を前景化ないし可視化する手段として、手指表象を伴う聾啞者を描くか、対面相手との意思疎通に困難を来している様子を描くといった手法を講じる例が散見されるものとも考えられる。しかしながら、手話ないし身振りといった手指表象の描写の絵画的意図が鑑賞者に正しく伝わるのかといった問題を避けることはできない。これは「手指表象の二次元投影における変質」というものであり、この変質には通時的なものと同時的なものがある。通時的な変質は手指表象の絵画的意図が当時は社会一般に共有されていたものの、時代を経ると共に共有知識が失われることにより現在の鑑賞者が近世以前の非文字史料に描かれた手指表象の絵画的意図を正しく理解することができないというものである。一方、共時的な変質は、手話や身振りが描写されることにより、手話

や身振りが示す言語ないし非言語的意図を包含する絵画的意図が鑑賞者に正しく伝わらなくなるというものである。本稿では手指表象、特に動きを伴う手指表象を描写するときに見られる変質の本質を顕現化する試みの一環として、中世ドイツ写本『ザクセンシュピーゲル』の挿絵に見られる多腕像に焦点を当て、パラテキストとしての挿絵の多腕像の分節・抽出・同時描写の過程を考証することにより、聾啞表象学の拡充に寄与することを期する。

宗教

古来、絵画は現実世界のみならず宗教的世界における逸話的事実の再構成を図る手段として講じられ、その一環として手指表象に様々な約束事を設けてきた。鑑賞者は手指表象における約束事を通して寓意や象徴といった絵画的意図を汲み取ってきたものと考えられる（森2005）。そのような事例を踏まえ、de Saint-Loup (1993) は中世西欧宗教画に見られる聾啞者と手指表象の寓意・象徴の関連性を論じ、Tal (2010) は中途失聴者でもあるゴヤ自身が描いた絵画にお

ける身振りの寓意を論じている。しかしながら、近世以前の日本非文字史料における手指表象及びそれらに立脚した聾啞表象の図像学的ないし表象学的論証は緒についたばかりである（末森2013, 2014, 2015）。

法的符牒

近世以前の社会では西欧や東洋を問わず、意思疎通において手指表象に言語的意図を持たせる事例には事欠かなかった。その一例として法的符牒 (legal sign) が挙げられ、de Saint-Loup (1993) は『ザクセンシュピーゲル』ハイデルベルグ本の挿絵に見られる多腕像を紹介している（図1）。中世ドイツ写本『ザクセンシュピーゲル』には当時の貴族社会で用いられていた手指符牒が克明に描かれており、近年はこれらの手指符牒に関する研究も精力的に展開されている（Caviness 2003, Schlecht 2011）。このような中世西欧写本群に描かれた法的符牒は珍しいものではなく、『ラトルレル詩篇』に描かれたものもよく知られている（図2）。一方、マヤ文明の史料にも法的符牒に該当するものと思われる手指表象



図1 『ザクセンシュピーゲル』ハイデルベルグ本の挿絵における多腕像（詳細は表1を参照）



図2 『ラトルレル詩篇』挿絵における法的符牒 68r (British Library蔵)



図3 マヤ古文書における法的符牒 Codex Becker 15

が描かれている（図3）。したがって、限定的な言語的意図ないし寓意・象徴を包含する手指表象は聾啞共同体に限定されたものではなく、一般社会において普遍的に見られる事象であったと言うことを弁えておくことが望まれよう。

指文字・指数字

古代・中世の西欧では暗記術の一環として指文字が幅広く用いられ、それらをまとめた本も出ている（Rosselli 1579）。更に、指文字を表している人物を描いた肖像画なども描かれており、Bragg（1996）は『カンタベリー物語』の編著者として知られているチョーサーの肖像画に描かれている指文字の論証を行っている。このような例は手指表象の言語化を伴う分岐事象と見なすことも可能であり、中世後期の西欧における聾啞教育の勃興と軌を同一にするものと見なすこともできよう（Bragg 1997）。

動きを伴う手指表象の描写

動きを伴う手指表象の二次元投影における課題

手指表象を描写した非文字史料は多岐に渉るものの、上述の手指表象は静的なものであり、描写における技術的な問題はほとんどなかったものとも考えられる。しかしながら、聾啞表象の前景化ないし可視化における有力な手法と考えられる手話ないし身振りの描写には、「動きのある対象をどのように描くのか」という問題が顕現化されることになり、これは上述の「手指表象の二次元投影における変質」における共時的な問題の中心をなすものでもある。ただ、手話や身振りの描写には数多くの技術的な問題が伴うことになり、自ら手話や身振り自体を描写した絵画は非常に少なくならざるを得なかったものとも考えられる（末森 2015）。

他視点多重描写

小田（2008）は写真という優れた技術の誕生及び開発が絵画にどのような影響を与えたかを詳細に論じている。特に、写真は瞬間を写し取るという点においては絵画の追従を許さないものがあり、その影響の元に、絵画は逸話的事実から絵画的事実の伝達手段へと変化していくことになる。その過程では、多様な視点（視座・視軸）による対象事象の分節及び多重描写という手法が生まれ、このような手法としてはピカソやブラックの絵画がよく知られている。一方、近世以前の日本や中国の絵画においても、異時同画という絵画技術が多用されてきたことが知

られている。このような手法も他視点多重描写の一例と見なせる。

瞬間多重描写

事象の瞬間を写し取るという写真の特性は、連続事象、すなわち動きを伴う事象の一定間隔ごとの瞬間の描写及びそれらの多重描写という手法を生み出し、マレー(1882)やマイブリッジ(1884)の連続写真などがよく知られている(図4)。更に、このような連続写真は画家にも少なからぬ影響を及ぼし、デュシャン(1912)やバツラ(1912)は明らかに連続写真の模倣及び超克を意図したものと窺われる絵画を残している(図5)。Danet(2010)やMiletitch(2012)は手話の撮影とも描写とも解釈し得る連続写真の重ね合わせに関する研究を展開しているものの、これは上述の連続写真ないし他視点多重描写の系譜に連なるものと捉えることもできる(図6)。

図1と図7を比較すると「手話の二次元投影におけるアポリア」という課題に関して多くの示唆が得られる。de Saint-Loup(1993)はこの多腕像に言及したものの、「なぜ多腕像が描かれたのか」という問いを立てて考察を行うことはしていない。2枚の図に共通するのは、「対



図4 マレー《鳥》(1882年)



図5 デュシャン《階段を降りる裸体No.2》(1912年)

象事象の分節」及び「分節の抽出及び多重描写」という点である。もっとも、前者における対象事象は『ザクセンシュピーゲル』の本文(テキスト)であり、後者は手話話者の語りになるという点が異なる。この点を弁えれば、中世写本『ザクセンシュピーゲル』の挿絵に見られる多腕像における分節・抽出・多重描写の経緯を検証することにより、手話の二次元投影における分節・抽出・多重描写の経緯の考証の展開を図ることができるものとも考えられる。

挿絵における間テキスト性およびパラテキスト性

20世紀より西欧は言うに及ばず、国内においても中世西欧写本におけるテクス

ト（文字資料）と挿絵の関係に関する研究が展開され、多大な知見を呈してきた（辻1995, カミール1999, ヨハネク2006, 鼓2010, 堀越2012）。浜野（2005, 2014）は中世中高ドイツ写本『創世記』におけるテキストと挿絵の間における間テキスト性を論じることにより、挿絵のパラテキスト性およびそのゆらぎの存在を明らかにしている。また、高木（2010）は近世日本史料における挿絵のパラテキスト性を論じている。

したがって、『ザクセンシュピーゲル』の挿絵にみられる多腕像のパラテキスト性および該当するテキストとの間テキスト性を論じることにより、手話の描写と音声言語の記述行為（文字への転換）の間における共通事象の探求に寄与し得ることが期待できるものとも考えられる。

『ザクセンシュピーゲル』写本群

『ザクセンシュピーゲル』はドイツ語が用いられていた地域で口頭伝承されていた慣習法を文書化したものであり、4件の序文にラント法及び封建法の二部を加えた仕様になっている。『ザクセンシュピーゲル』はザクセンの騎士アイケ・フォン・レプゴウが1225年頃までにはラテン語による原本の編纂を終え、そ

の後レプゴウの君主でもあるファルケン伯ホイアーの要請により1235年頃までには中世低地ドイツ語への翻訳が進められたものとみられている。ちなみに、題名『ザクセンシュピーゲル』は「ザクセンの鏡」という意味である。『ザクセンシュピーゲル』は中世低地ドイツ語で書かれ極彩色の挿絵が添えられている写本群が残されており、特にハイデルベルグ本（Heidelberg）、ドレスデン本（Dresden）及びヴォルフエンビュッテル本（Wolfenbüttel）が史料価値が高いものとして知られている。

ハイデルベルグ本はロルシュ修道院付属図書館蔵本を中心に受け継いで1557年に設立されたビブリオテカ・パラティナに所蔵されていたことが確認されており、その後ビブリオテカ・パラティナの主要所蔵文献はバチカン図書館に寄贈されたもののビブリオテカ・パラティナに返却されるという経緯を辿っているものの、その中にハイデルベルグ本が含まれていたことも確認されている（雄松堂書店2012）。更に1816年ビブリオテカ・パラティナの主要所蔵文献がハイデルベルグ大学図書館に移管されたのに伴い、ハイデルベルグ本もハイデルベルグ大学図書館に移管され現在に至っている。ハイデルベルグ本は1295～1304年の間に作製



図6 手話の連続写真 Danet (2010) のFig.1を転載。

されたものと見られており、60頁(30葉)のうち337点の挿絵が確認されている。

ドレスデン本はザクセン州立図書館(兼ドレスデン工科大学図書館)に所蔵されている(雄松堂書店2012)。ドレスデン本は1347~1363年の間に作製されたものと見られており、184頁(92葉)のうち924点の挿絵が確認されている。

ヴォルフエンビュッテル本はドイツ北部の小都市ヴォルフエンビュッテルにあるヘルツォーク・アウグスト図書館に所蔵されている(雄松堂書店2012)。ヴォルフエンビュッテル本は14世紀後期に作製されたものと見られており、172頁(86葉)のうち776点の挿絵が確認されている。

多腕像の比較

3種類の『ザクセンシュピーゲル』写本(ハイデルベルグ本、ドレスデン本、ヴォルフエンビュッテル本)の挿絵群に見られる多腕像を網羅的に収集し目録の作成を行った(表1)。多腕像が確認された挿絵に該当するテキスト(法令条文)は3種類の写本総てにおいて共通しており、その数は11件に上った。11件のうち、写本の間で多腕像の描写内容に変化の見られるものは5件になった(表1:1, 2, 3, 4, 10項)。その内容は次の通りである。

表1の1項:「2人の家臣に主君は一つの所領を封与する」を示す箇所、ハイデルベルグ本では2人の家臣それぞれの両手が描かれている(計3本)のに対し、ドレスデン本とヴォルフエンビュッテル本では2人の家臣のうち手前の家臣は左手のみを出している(計2本)。す

なわち、多腕像の腕は3本から2本に減っている。

表1の2項:「(具体的にこの所領に特定され)明示されたゲティング」を意味する指差がハイデルベルグ本では描かれている(計3本)ものの、ドレスデン本とヴォルフエンビュッテル本では描かれていない(計2本)。すなわち、多腕像の腕は3本から2本に減っている。

表1の3項:「死亡した家臣の家臣、主君から見れば又家臣に) (又)授与されている(状態である)」を意味する指差がハイデルベルグ本では描かれているものの、ドレスデン本では所領を示す麦のみが描かれ、ヴォルフエンビュッテル本では指差、麦ともに消えている。すなわち、多腕像の腕は3本から2本に減っている。

表1の4項:「もしくは、(新しい主君を)している以前に、その所領を(特定して)」と「彼が(それまでそれ(=その所領)をその者から受領していた(=家臣に受封していた)主君(の名)」それぞれを意味する指差がハイデルベルグ本では一人の人物の多腕により示されている(計4本)ものの、ドレスデン本では受封を受ける家臣とは別の家臣により示されている(各2本)。すなわち、多腕像の腕は4本から2本に減っている。

表1の10項:「『彼が知っているもの(=所領)』は直ちにそれをすべて『(特定して具体的に)』」において二重括弧で示されている箇所を意味する2本の指差がドレスデン本およびヴォルフエンビュッテル本では消えている。すなわち、多腕像の腕は5本から3本に減っている。また、ハイデルベルグ本では抽象的な1個の顔

で裁判の意味が示されているのに対し、ドレスデン本とヴォルフエンビュッテル本では多数の人間を描くと言うわかりやすい形に変化している。

すなわち、ハイデルベルグ本の挿絵の多腕像にはあるもののドレスデン本にはない指差表象は、表1の2, 4, 10項では「所領を特定／所有する」を意味する指差表象であることが窺われる。これらは「所領の封与」という最も重要な内容に比べれば重要ではなく、特に指差表象を示さなくても所領を意味する麦を描くことで十分間に合うと判断されたものとも考えられる。同様に、表1の1項の場合は、「所領の封与」を意味する手指表象は片手でも十分意味は読者に伝わると判断されたものとも考えられる。ハイデルベルグ本ないし『ザクセンシュピーゲル』原本を基にドレスデン本などが新たに作られるときに、挿絵の人物群をより実際の人間像に近づける意図が潜在的にあり、その結果、多腕像の腕の数が減るといふ事象が生じたのかもしれない。

動きの分節同時描写と文の分節同時描写の共通性

ある一連の動きを同間隔ごとに瞬時に写し撮ることにより分節し、それらを重

ね合わせて一枚の画面を再構成する（多重描写）ことにより、新たな絵画的事実を構成する試みと、一連のコンテキスト（文字資料）を大まかな意味に分けられる分節ごとに分節し、各文節それぞれを指差表象により焦点化した描写を重ね合わせることにより、逸話的事実の再構成を図る試みは、対象事象の分節及び多重描写による再構成という視軸において共通性を示すことが窺われる。










対象とするコンテキストを分節し、各分節における焦点を前景化した逸話的事実を重ね合わせることにより逸話的事実の再構成を図る作業においては、各分節における焦点の前景化がどのように行われたのかが大きな関心になる。『ザクセンシュピーゲル』の挿絵に見られる多腕像の構成においては、「各文節の焦点化に用いられた『指差表象』」の重ね合わせという手法が用いられたということに着眼すべきであろう。すなわち、対象事象の分節により生じた各分節（文節ではない）の焦点化による抽出及び前景化には指差表象が用いられる傾向があるという可能性を考慮することも望まれよう。

執筆者は拙稿（末森2015）にて徳川美術館本《豊国祭礼図屏風》の「非人施行」場面に唾者群が描かれている可能性を提唱した。ここでは、唾者群の一部は



図7 《豊国祭礼図屏風》徳川美術館本「非人施行」場面における唾者群 末森（2014, 2015）より転載。







表1 『ザクセンシュピーゲル』ハイデルベルグ本、ドレスデン本、ヴォルフエンビュッテル本の挿絵における多腕像の比較

#	fol.	Images Heidelberg	fol.	Images Dresden	Images Wolfenbützel
1	2v (2)		[124]-58v (2)		
2	2v (5)		[124]-58v (5)		
3	3r (4)		[125]-59r (4)		
	4r (3)				

Detail/element	Description	邦訳	邦訳書
<p>Heidelberg Lehenrecht: Lnr. 5 § 1 Satz 1: Bekleidung zweier Lehensmänner mit einem Gut, einer erhält Gewere, der andere das Gedinge</p>	<p>Der mit Schapel gekennzeichmete Lehensherr steht rechts und umschließt mit seinen Händen die der beiden Männer ihm gegenüber als Zeichen der Belehnung (Kommandation) mit einem Gut, an dem einer, das Besitz- bzw. Nutzungrecht "gewere" erhält und symbolisch ein Ahnenbüchel umfaßt und der andere das "gedinge" (dargestellt als Ahne in einem Kreis), als einem Anspruch bzw. Anwartschaft auf das Lehen bei Ableben des Lehensnehmers.</p>	<p>2人の家臣に主君は（同じ）一つの所領を封与することができ、すなわち、一人はそれについてグワエーレ（＝占有・占権）を持ち、そしてもう一人は、その所領をグワエーレの中に持っている（＝現にレーンとして占有・支配している）。事が封相人なしに成る場合は（それ（＝その所領）をそれについてグディングを封与しているものが受領する）、というグディング（＝予約）を（持）と云ふように、また、それ（＝その所領）をグワエーレの中に持っている（＝現にレーンとして占有・支配している）者がそれを手放す（ないし、主君に返還する）ならば、グディングは破られる（＝破棄される）。但し、すなわちそれ（＝その所領）を放棄し（ないし、主君に返還し）た者が、それを再び（主君から）受領し、（その後が封相人なしに死亡して）その所領について（の占権がグディングを持つ者）に帰属する場合は、この限りではない。</p>	<p>pp1827-1825. 石川眞 (2001) 『ザクセンシュピゲル・レーン法邦訳(1)アウクトル・ヴェーテツトスの比較・邦訳をも兼ねて』『北大法学論集』51(5), 1862-1820.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 7 § 1: Belehnung mit noch unbearntem, aber als nächstes freizuwandenden Gut.</p>	<p>Der Lehensmann legt als Zeichen der Belehnung (Kommandation) seine Hände in die des im gegenüber stehenden, mit Schapel gekennzeichnetem Lehensherrn, der mit einer dritten Hand auf die zwischen ihnen stehenden Ähnen deutet.</p>	<p>いずれかの主君が封相人である所領を（次のような条件で、すなわち）それが少なくても多くても、それ（＝ある所領）が彼（＝主君）にとって最初に自由に成る時に（つまり、最初に主君の手に戻った所領を、その大小に関わらずその家臣に占有・支配せよという条件で）その後もう一人（の家臣）に（具体的にこの所領に特許され）明示されたグディングを封与する（ないし、した）場合、それ（＝その所領）をグワエーレの中に持っている（レーンとして占有・支配している）者が死亡する（あるいは、した）時、前者は後者に對し（彼らも）元の（＝先に与えられていた）レーン（あるいは授封）をもつて（あるいは、それを理由に）、彼（＝後者）の（この所領に特許され）明示されたグディングを破ることを及ばない。</p>	<p>pp2190-2187. 石川眞 (2001) 『ザクセンシュピゲル・レーン法邦訳(2)アウクトル・ヴェーテツトスの比較・邦訳をも兼ねて』『北大法学論集』51(6), 2190-2146.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 7 § 1: Belehnung mit dem Gedinge beim Tod des bisherigen Lehensnehmers</p>		<p>けれどそれ（＝そのグディングが破棄されていた所領）は（それを占有・支配していた家臣の死によつて）主君にとつて自由になる（主君の手に戻る）ことはいからである。但し人（＝主君）が（前者との約定・後への特権の封与を放棄するために）、それ（＝その所領）をグワエーレの中に持つ（＝占有・支配している）者が死に就いている間に法的譲渡の手段として（その所領についての）グディングを（別家臣に）封与する（ないし、した）場合はこの限りでない。</p>	
<p>Lehenrecht: Lnr. 7 § 5.6: Vergabe des zugestigten Lehens beim Tod des bisherigen Lehensnehmers, Beweistührung vor Gericht über ein noch nicht eingewiesenes Lehensgut</p>		<p>ある主君が彼の家臣に所領を、それ（＝ある所領）が（それを占有・支配している）彼の家臣の死により彼（＝主君）にとつて最初に自由になる（主君の手に戻つた）時に（占有・支配せよ）、というように（＝といふ条件で）封与し、それについてそれ以外のことを決め（てい）ない場合は、その家臣は主君にとつて自由になる（＝主君の手に戻る）最初の所領を、それが自由（＝まだ授封されていない状態）であるにせよ（死した家臣の家臣、主君から見れば又家臣に）（又）授封されている（状態である）にせよ、（主君から）受領すべきである。</p>	<p>pp2184-2182. 石川眞 (2001) 『ザクセンシュピゲル・レーン法邦訳(2)アウクトル・ヴェーテツトスの比較・邦訳をも兼ねて』『北大法学論集』51(6), 2190-2146.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 15 § 1, Satz 1: Unterlehensnehmer fordert und erhält eigenständige Belehnung bei Schwiegen oder Untätigkeit desjenigen, der das Lehen leihnet</p>		<p>家臣に封与され（また）（占権・明許）されてはいないはずの所領をも、彼（＝家臣）は、それ（＝その所領）が彼（＝家臣）に封与された後（その無職をめぐり争ひが生じた時は）、本人（による立証）をもつて（立証・）取崩ししなければならぬ。彼（＝家臣）はそれ（＝その所領）についてグワエーレ（＝占有）を（失）いていないからである。</p>	<p>pp400-399. 石川眞 (2001) 『ザクセンシュピゲル・レーン法邦訳(3)アウクトル・ヴェーテツトスの比較・邦訳をも兼ねて』『北大法学論集』52(1), 420-383.</p>

4	4r (4)		[131]-62r (4)		64r (4)	
5	4v (1)		[132]-62v (1)		64v (1)	
6	4v (2)		[132]-62v (2)		64v (2)	
7	4v (3)		[132]-62v (3)		64v (3)	
8	5r (1)		[133]-63r (1)		65r (1)	
9	5v (3)		[134]-63v (3)		65v (3)	

<p>Lehenrecht: Lnr. 15 § 2: Lehenrenewung nach Verweis auf das Lehenrecht und den vorangigen, das Lehen kugnenden Lehennehmer.</p>		<p>(又) 兼臣が上級主君で彼の所領を買い求め、そして彼 (= 上級主君) に対して没封 (更封) と (新しい) 主君の指授を乞ふ時はいつであれ、彼 (= 又兼臣) は、人 (= 自分、又兼臣) が彼 (= 自分、又兼臣) に (自ら) 没封し、もしくは、(新しい主君を) している以前に、その所領を (特定して)、また、彼が (それまで) それ (= その所領) をその君から受領していた (= 兼臣に没封していた) 主君 (の名) を申請する職務を負う。</p> <p>pp399-398. 石川匡 (2001) 『蘭科ザクセンシュピエゲル・レーン法解釈(3)アウクトル・ウェー・トウスの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』 52(1), 420-383.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 15 § 3: Belehnung nach Verweisung des Oberlehenherrn an einen Unterslehenherrn, Bezugs der Forderung einer Belehnung dieser Art auf ein Reliquar</p>		<p>また、(上級) 主君が彼 (= 兼臣) に (自ら没封せず) (彼の兼臣の中から新しい主君を) 指定することを望み (か) その兼臣を新しい主君がその指授について、例えは自分自身を知らなむかつたとして争い、(又) 兼臣に 対する没封を拒む場合、(すなわち) 彼 (= 又) 兼臣) は、この (主君の) 指授を、その (上級) 主君に対して兼臣 (による立証) をもって、(争なむ) 彼 (= 上級主君) の兼臣たちの法 (ないし権利) に従い (具体的に) 兼臣 (の兼臣たちの指授をもつて、(次のこと、すなわち) 彼 (= 兼臣、自分) が彼 (= 上級主君) に対して、法 (の定め) によつて彼 (= 上級主君) が彼 (= 兼臣、自分) に (新しい主君を) 指定しなければならぬように (詳しく法に對つた仕方) で、没封更新を求めたことを立証すべきである。彼 (= 又) 兼臣) がこのことを上 級主君に対して (証人により) 立証する (ないし、した) ならば、人 (= 上級主君) が彼 (= 兼臣) に指定する (ないし、した) (新しい) 主君に対しては、彼 (= 兼臣) はいかなる (証人による) 立証をも必要としない。</p> <p>pp398-396. 石川匡 (2001) 『蘭科ザクセンシュピエゲル・レーン法解釈(3)アウクトル・ウェー・トウスの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』 52(1), 420-383.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 16: Neubelehnung nach ausgesetztem Besitzanspruch während einer Frist von Tag und Jahr</p>		<p>なんびと (= いかなる兼臣) も、彼の主君が彼 (= 兼臣) に没封していた所領を (この同じ主君から) もう一度 (ないし、改めて) 受領する必要はない。彼 (= 主君) がそれ (= その所領) を (上級主君に) 返還または売却 し、そしてそれ (= その所領) を (上級主君から) 再び受領する (ないし、した) 場合、彼 (= 主君) が6週と1 年それ (= その所領) についてグワエーレ (= 占有) を欠いている (ないし、いた) のでない限り、</p> <p>pp396-391. 石川匡 (2001) 『蘭科ザクセンシュピエゲル・レーン法解釈(3)アウクトル・ウェー・トウスの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』 52(1), 420-383.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 17: Belehnung eines Gutes an einen neuen Lehennehmer in Gegenwart des bisherigen ohne dessen Einspruch</p>		<p>いづれかの兼臣の (= 兼臣に没封されていた) 所領を主君が、その所領の持主である (= その所領を没封されて いた) 彼 (= 兼臣) が没封されているところで、その兼臣の正統な異議 (申立) なしに、よそへ (= 別な兼臣 に) 没封する (ないし、した) 場合、彼 (= その兼臣) は、それ以前にはその彼のレーンであったその所領につ いて、ちはやいかなる権利をも主張 (ないし、要求) することをなない。</p> <p>pp391-390. 石川匡 (2001) 『蘭科ザクセンシュピエゲル・レーン法解釈(3)アウクトル・ウェー・トウスの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』 52(1), 420-383.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 19 § 1: Schwur des Versprechers vor Gericht auf die Autorisierung seiner Aussage</p>		<p>ある兼臣が彼の代理人の言葉を肯許せず、そして主君がそのかたで代理人の情を問う (ないし、代理人を問質す る) 場合は、彼 (= 代理人) はそのかたで (主君に) 罰金を支払わなくてはならない。ただし彼 (= 代理人) が、それに対して (彼の権利に對つて) (剛硬で) 宣誓を行ひ、(次のこと、すなわち) 彼 (= 自分) は、彼 (= 自分) が代理人として与えられたかたの事 (= 主君) によって自決され問質されている兼臣本人) が彼 (= 自分) に對つ (た) のと違つたようには証言しなかつたこと、を宣誓する場合は、この限りでない。</p> <p>pp386-384. 石川匡 (2001) 『蘭科ザクセンシュピエゲル・レーン法解釈(3)アウクトル・ウェー・トウスの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』 52(1), 420-383.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 22 § 1: Nachkomme bietet dem Lehenherrn des Valers innerhalb der Frist von Jahr und Tag seine Gefolgschaft (Manschaft) an</p>		<p>父の死後継は、1年と1日以内に、彼の主君の前へ赴き、そして彼 (= 主君) に対して両手を合わせて (= 両手の 指を互いに絡ませて) 彼 (= 主君) の法詔宣誓を捧げるべきであり、そして (ないし、その際) 彼 (= 主君) は、主 君が立っている場合は、彼 (= 主君) の指授に聞くべきであり、彼 (= 主君) に歩み寄るべきである。 (その際)、主君が (椅子に) 座つていれば、彼 (= 主君) は彼 (= 主君) の前に跪くべきである。彼 (= 主君) は (その前) 両手を主君の法に動かす (= 差し出す) べきである、と言ふ者がかいるが、それは当たらない。 というのは、兼臣が、彼 (= 主君) が立っているれば主君の片へ歩み寄り、あるいは、彼 (= 主君) が (椅子に) 坐つていれば彼 (= 主君) の前に跪く時、彼 (= 兼臣) の身体全体が (主君の片へ) 動くのであつて、手も (そ れに連れて) 動かさざるをえない (= 手だけを主君の方に差し出すのではない) からである。</p> <p>pp707-705. 石川匡 (2001) 『蘭科ザクセンシュピエゲル・レーン法解釈(4)アウクトル・ウェー・トウスの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』 52(2), 718-676.</p>

				
		66v (3)		31r (5)
				
		[136]-64v (3)		[61]-27r (5)
				
5v (4)		6v (3)		7r (5)
	10			11

<p>Lehenrecht: Lnr. 22 § 1: Ablehnung des Gefolgschaftsangebots durch den Lehensherrn.</p>		<p>主君が不法に右 (= 法 (の定め) に反して)、彼 (= 主君) が彼 (= 家臣) を (自分の) 家臣として受け入れることを拒む (ないし、拒んだ) 場合は、家臣は、彼 (= 家臣) が彼の忠誠宣誓 (ないし、臣従礼) をその (原封) を受ける) ために携げた所領を保持すべきであって、(それ) 原封、その所領を (主君に対して) 専ら有することができ、彼がそのことについて生きてきた互換 (= 証人) を有する限り、(主君に対して) 二度と再びその所領 (の原封) を奉許要がなく、さらにその所領を彼 (= 自分) の子 (たち) に相続され、またそれ (= その所領) を彼 (= 自分) の家臣 (たち) に (又) 授けることができ、けだし彼 (= 家臣) は、それについて彼 (= 家臣) に法 (この場合、授け) が拒まれた所領を法 (の定め) に従って取得したのでから、(しだかつて) 家臣は、彼の (ために) 証人 (になるべき者) が死にしない限り、彼の忠誠宣誓 (ないし、臣従礼) をもつて擁護することをお望みしない (のである)。</p>	<p>pp704-702. 石川薫 (2001) 『資料ザクセンシュピーゲル・レーン法解釈(4)アウクトル・ヴェー・トウスとの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』52(2), 718-676.</p>
<p>Lehenrecht: Lnr. 24 § 2: Benennung des zu beklehnden Guts vor Lehensherrn und dessen Mannen in zweiwöchiger Frist.</p>	<p>Der Lehensherr sitzt mit drei seiner Mannen auf seinem Thronszitz und erteilt Kommandation, indem er die Hände des Lehensnehmers umschließt. Gleichzeitig deutet der Lehensnehmer mit drei weiteren Händen auf das Gut - dargestellt als Ähren -, mit dem er belehnt werden möchte und deutet mit einer Hand auf den Mund; da er es vor dem Herrn und seinen Mannen t. Text benennen muss. Die dafür gesetzte zweiwöchige Frist ist als Viertelmond mit Gesicht und der Zahl II symbolisiert.</p>	<p>主君が家臣に対して、彼 (= 家臣) が法 (の定め) に従って彼 (= 主君) の胸へ持ち込んだ所領を封する場合は、彼 (= 家臣) は彼 (= 主君) に対して、彼が知っているもの (= 所領) は、箇中にそれをすべて (特定して) 具体的に (申し立てる義務を負う) しかしながら、彼 (= 家臣) が (具体的に) 知らないもの (= 所領) は、彼 (= 家臣) はそれを彼 (主君) に対して14日以内に (具体的に) 知らないもの (= 所領) は、彼 (= 家臣) に (14日以内に) (裁判) 期日を定めて (訴訟) 彼 (= 主君) の家臣 (たち) の胸へ (= 主君のレーン法に) 召喚すべきである、何で期日彼 (= 家臣) がそこで申し立てない (ないし、申し立てなかった) もの (= 所領) については、彼 (= 家臣) はそれ以後の (その) 授けを求め、あるいは、それを請求する権利を持たない。</p>	<p>pp692-691. 石川薫 (2001) 『資料ザクセンシュピーゲル・レーン法解釈(4)アウクトル・ヴェー・トウスとの比較、対照をも兼ねて』『北大法学論集』52(2), 718-676.</p>
<p>Landrecht, zweites Buch: Ldr. II 21 § 5: Belehnung von Häusern auf Leihgedingen.</p>	<p>1. Kommandation. Bei der Belehnung legt der Lehensnehmer (Vasall) seine Hand in die Hände seines Lehensherrn. Der Lehensnehmer greift zugleich an die offen stehende Tür eines Gebäudes, das auf dem Lehen steht und somit Bestandteil des Lehens ist.</p>	<p>また成る領主 (封主) が成る土地 (gut) を成る人 (封臣) に属保なしに権利するならば、その (土地の) 上にある建築物は (封主) のものとなる、その土地と一緒封主 (封臣) のものとなる (彼がそれを封主 (封主) のものであったことと、ただし彼 (領主) がそれを除外する場合はこの限りでない、)</p>	<p>久保正寛 (訳) 石川薫 (訳) 面筋簿 (訳) (1977) 『ザクセンシュピーゲル・ラント法』165; 東京: 国文社.</p>

両腕を前方に伸ばすか、対面相手を指さすといった典型的な指差表象の下に描かれている。もし、これらが手話ないし身振りを用いているときの啞者を描いたものであるとすれば、まさしく手話を用いているときの様子が指差表象として抽出され、多重描写を排した形で描かれたことになる。多腕像を排するかのようにも見受けられる描写姿勢と『ザクセンシュピーゲル』写本群において多腕像の腕が年を経るごとに減っていく傾向との相関性は今後の検証課題であろう。

本稿では聾啞表象の不可視性における手指表象の間テキスト性及びパラテキスト性について論じた。図版と図註釈(ないし図説明文)の間における相互作用や力関係を間テキスト性パラテキスト性に基づいて論じると共に、肢体不自由や視覚障害といった他の身体障害における位相との比較を行うことにより、聾啞表象と手指表象における間テキスト性及びパラテキスト性の検証を深めていき、可視性に優れた障害と不可視性を多分に帯びた障害における様相の差違を障害歴史学における非文字史料論に照射することが望まれよう。

参考文献

- Bragg, L. (1996) Chaucer's monogram and the "Hoccleve Portrait" tradition, *Word & Image*, 12(1), 127-142.
- (1997) Visual-kinetic communication in Europe before 1600: A survey of sign lexicons and finger alphabets prior to the rise of deaf education, *Journal of Deaf Studies and Deaf Education*, 2, 1-25.
- マイケル・カミール (著)・永沢峻 (訳)・田中久美子 (訳) (1999) 『周縁のイメージ - 中世美術の境界領域 -』東京: ありな書房.
- Caviness, M.H. & Nelson, C.G. (2003) Silent

witnesses, absent women, and the law courts in medieval Germany, In (Eds.) Fenster, T. & Smail, D.L., *FAMA: The politics of talk reputation in medieval Europe*, 47-72, New York: Cornell University Press.

Schlecht, J., Carque, B. & Ommer, B. (2011) Detecting gestures in medieval images, IEEE International Conference on Image Processing (ICIP 2011), 11-14.

Danet, C., Courville, R. de, Miletitch, R., Rébular, M., Boutet, D. & Doan, P. (2010) Un système analogique visuo-gestuel pour la graphie de la LS, *TALS 2010*, Montréal.

浜野明大 (2005) 「初期中高ドイツ語版『創世記』: 三つの写本についての研究動向」『上智大学ドイツ文学論集』42, 71-91.

—— (2014) 「『メディア』としての中世文学作品における「挿絵」と「テキスト」の相互関係: 初期中高ドイツ語版『創世記』写本を例として」『Lynkeus』47, 117-135.

堀越宏一 (2012) 「中世ヨーロッパの写本挿絵における時代表現と写実性」『ヨーロッパ中世の時間意識』甚野尚志・益田朋幸 (編) 東京: 知泉書館.

Miletitch, R., de Courville, R., Rébular, M., Danet, C., Doan, P. & Boutet, D. (2012) Eliciting writing-like behaviour in sign language through photographic representation of movement, In (Eds.) Dunn, S., Bowen, J.P. & Ng, K., *EVA London 2012: Electronic visualisation and the arts*, 214-220, Berlin: Springer.

森義信 (2005) 「身体の象徴化: 前近代の西欧における聖化され象徴化された手」『大妻女子大学紀要 [社会情報系社会情報学研究]』14, 1-29.

小田茂一 (2008) 『絵画の「進化論」写真の登場と絵画の変容』東京: 青弓社.

Rosselli, Cosimo (1579) *Thesaurus artificiosae memoriae*, Milano: Antonium Paduanum.

de Saint-Loup, A. (1993) Images of the Deaf in medieval western Europe. In (Ed.) Fischer, R., *Looing back: a reader on the history of deaf communities and their sign languages (International studies on sign language and communication of the deaf, Volume 20)*, 379-402, Hamburg: Signum-Verl.

末森明夫・新谷嘉浩・高橋和夫 (2013) 「聾啞図像学の構築 - 中近世非文字史料の聾啞可視化事象における比喩および寓意 -」『日本障害学会第10回大会予稿集』東京.

—— (2014) 「聾啞表象の解体における手話学的考察 —逆進化的手法による日本手話複合語〈聾啞〉変遷経路及び分節素間相互作用の類推—」『日本手話学会第40回大会予稿集』鈴鹿市。

——・新谷嘉浩・高橋和夫 (2015) 「《豊国祭礼図屏風》「非人施行」における障害者表象及び聾啞表象」『障害学研究』11, 印刷中。

高木元 (2010) 「読本に於ける挿絵の位相 (特集 近世散文における引用と挿絵)」『国文学：解釈と鑑賞』75(8), 81-88。

Tal, G. (2010) The gestural language in Francisco Goya's sleep of reason produces monsters, *Word & Image*, 26(2), 115-127.

辻佐保子 (1995) 『中世写本の彩飾と挿絵—言葉と画像の研究』東京：岩波書店。

鼓みどり (2010) 「日本における西洋中世写本挿絵研究の歩み」『富山大学人間発達科学部紀要』5(1), 151-160.

雄松堂書店 (2012) 「VII. 歴史 / History」『世界のファクシミリ版目録』